

令和8年6月1日

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治 様

発議者 芽室町議会議員 常 通 直 人
同 芽室町議会議員 西 尾 一 則
同 芽室町議会議員 早 苗 豊

会議案第4号「芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例一部改正の件」に
対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び芽室町議会会議条例第19条第2項の
規定により別紙の修正案を添えて提出します。

芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例中一部改正の件に対する修正案

会議案第4号芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第2条を次のように改める。

第2条 議長、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬の月額は、それぞれ次に定める額とする。

議長 402,000円

副議長 340,000円

常任委員会委員長 320,000円

議会運営委員会委員長 320,000円

附 則

この条例は、令和9年5月1日から施行する。

修正後	修正前
<p>第2条 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の議員報酬の月額は、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>議長 <u>402,000円</u></p> <p>副議長 <u>340,000円</u></p> <p>常任委員会委員長 <u>320,000円</u></p> <p>議会運営委員会委員長 <u>320,000円</u></p> <p>議員 一略一</p>	<p>第2条 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の議員報酬の月額は、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>議長 <u>455,000円</u></p> <p>副議長 <u>384,000円</u></p> <p>常任委員会委員長 <u>356,000円</u></p> <p>議会運営委員会委員長 <u>356,000円</u></p> <p>議員 一略一</p>